

18歳未満のこどものことで、心配なこと・気になることがあったら 児童相談所へ相談を

虐待かな・・・と気になるこどもがいたら
ご自身が子育てに悩んだら・・・
子育てに悩む親がいたら・・・

お住いの区を担当する児童相談所にご相談、ご連絡ください。秘密は守ります。

■児童相談所

中央児童相談所（神奈川区・鶴見区・西区・中区・南区）	電話 045-260-6510
西部児童相談所（旭区・泉区・瀬谷区・保土ヶ谷区）	電話 045-331-5471
南部児童相談所（磯子区・金沢区・港南区・栄区・戸塚区）	電話 045-349-0122
北部児童相談所（青葉区・港北区・都筑区・緑区）	電話 045-948-2441

■LINE相談

かながわ子ども家庭110番相談LINE
(月～土曜日/9:00～21:00)
年末年始は除く



友達追加は
こちらから

■よこはま子ども虐待ホットライン

専門の相談員が24時間365日虐待に関する相談・通告を受け付けています。
フリーダイヤル 0120-805-240

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案） について皆様のご意見をお聞かせください

■募集期間 **令和6年10月1日から10月31日まで**

■応募方法

1 インターネットフォーム【推奨】

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/yogo/itijihogosojo-rei.html>

横浜市 一時保護施設の設備・運営基準

検索



スマートフォンで回答される場合は、右の二次元
コードからアクセスできます。

2 郵送

宛先 〒231-0005横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係
一時保護施設の設備・運営基準 市民意見募集担当

3 電子メール

kd-yo-go@city.yokohama.jp

4 FAX

045-550-3948

※電子メール・FAXの場合は、一時保護施設の設備及び運営の基準へのご意見である
旨を明記してください。

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準 に関する条例（骨子案）への市民意見募集

令和6年4月、児童福祉法の改正を受けて、新たに一時保護施設独自の設備及び運営
に関する基準（内閣府令）が制定されました。

一時保護は、こどもの安全を守るために必要な措置であり、横浜市ではこれまで一
時保護されたこどもに配慮した支援を行ってきました。新たな国の基準では、一時保護
されたこどもがより安心して過ごせるように、こどもの権利擁護や個別的なケアなどを
推進する内容を定めています。

横浜市においても、国の基準を踏まえて、「児童相談所一時保護施設の設備及び運営
の基準に関する条例」を制定します。そこで、条例（骨子案）について、市民の皆様の
意見を募集します。

※一時保護施設

本基準では、児童相談所に設置する一時保護施設（一時保護所）を対象としています。
横浜市では、4つの児童相談所に一時保護所が設置されています。

■児童相談所とは

児童相談所は、こどもたちの安心と安全を守り、こどもたちが心身ともに健やかに
成長できるよう支援する専門の相談機関です。

児童福祉法に基づいて、18歳未満の児童や家庭に関するさまざまな相談に応じると
ともに、専門的な調査・判定・支援を行います。

【具体的な相談内容】

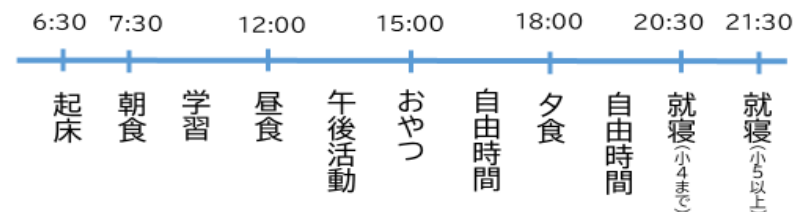
- ・こどもの養育、非行、障害、不登校、性格や行動の問題
- ・里親になってこどもを育ててみたい 等

■一時保護所とは

一時保護所は、虐待など何らかの理由で自宅で生活できない
状態になったこどもたちが一時的（数日から原則2か月以内）
に生活する場所です。

【一時保護所での1日】

一時保護されているこどもたちは、学習、活動、自由時間など
を含め、基本的に1日を一時保護所の施設内で過ごします。



上記の日課を、児童指導員、保育士、心理療法担当職員
などが支援します。

（現在は、児童養護施設の設備及び運営の基準に準じて支援しています）



令和6年10月発行

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課・児童相談所

横浜市中区本町6-50-10

電話：671-2394 FAX：045-550-3948 メール：kd-yo-go@city.yokohama.jp

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案）の主な内容

横浜市の条例案では、国の基準に基づく内容と横浜市が追加して定める内容があります。

■国の基準に基づく内容

国の基準（一時保護施設の設備及び運営の基準〔内閣府令〕）では、①従業員その他員数、②居室の床面積その他設備に関する事項、③運営に関する事項に関して、主に以下の内容が定められています。横浜市の条例では、国の基準に基づく内容を定めます。

従業者及びその員数

- 職員
 - ・配置する職員の職種
 - 児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士、調理員等を配置
 - ・児童指導員及び保育士の数
 - 2歳児未満：1.6人当たり1人以上
 - 2歳児：2人当たり1人以上
 - 3歳児以上：3人当たり1人以上
- 夜間の職員配置
 - ・夜間は職員2人以上の配置（ユニットごとに職員1人以上）

※ユニット：居室、交流スペース、浴室、トイレ等が一体的に構成され、おおむね6人以下で利用する場所
- 管理者等
 - ・管理者及び指導教育担当職員の配置
- 職員の資格
 - ・児童指導員、心理療法担当職員、学習指導員の資格

居室の積床その他に関する事項

- 設備の基準
 - ・居室、学習室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食堂、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室（定員30人以上の場合）の設置
 - ・ユニットを整備するよう努める
 - ・居室の面積等
 - 児童の居室：1室4人以下、1人当たり4.95㎡以上とする
 - 乳幼児居室：1室6人以下、1人当たり3.3㎡以上とする
 - 少年の居室：1室1名、1人当たり8㎡以上とするよう努める
 - 複数児童で同一の居室を利用できるような居室も設ける

※児童とは、満18歳に満たない者、少年は児童のうち小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
- ・居室や生活の場はジェンダーアイデンティティやプライバシー等に配慮

運営に関する事項

- 非常災害対策・安全計画の策定等
 - ・非常災害、感染症対策や日常生活における安全に係る計画の策定や訓練の実施
- 児童の権利擁護等
 - ・児童の国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いの禁止
 - ・一時保護を行うに当たっての理由の児童への説明
 - ・入所した児童の意見又は意向を尊重した支援
 - ・正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない
 - ・施設等により、児童の行動を制限してはならない
 - ・合理的な理由なく、児童の所持品の持込を禁止してはならない
 - ・職員は、入所中の児童に対して、被措置児童等虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
- 職員の知識及び技能の向上等
 - ・職員の知識及び技能の修得、維持、向上
 - ・入所している児童の権利擁護、意見又は意向を尊重した支援等に関する研修の確保
- 衛生管理・食事等
 - ・適切な衛生管理、感染症及び食中毒の予防、必要な医薬品の管理
 - ・変化に富み児童の健全な発育に必要な栄養を含む食事の提供
 - ・児童の状況に応じた医師又は歯科医師による診察等
- 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等
 - ・児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立し、豊かな人間性や社会性を養えるように生活支援を実施
 - ・適切な相談、助言、情報提供等の支援による教育及び学校に在籍する児童への通学支援その他必要な措置
 - ・親子関係の再構築等が図れるような支援
- その他
 - ・関係機関との連携、秘密保持、苦情への対応等

■横浜市独自に追加する内容

横浜市においては、国の基準に加えて、横浜市での一時保護所の設備及び運営の状況を踏まえて、主に次の2項目で独自の内容を追加します。

◇職員の研修について

- ・一時保護所職員による児童への虐待行為を防止するための取組と職員の意識醸成を推進するため、研修項目として被措置児童等虐待の防止を追加します。

◇一時保護中の児童の教育について

- ・一時保護中の児童の教育に係る取組姿勢を明確にするため、教育の項目を独立して規定します。
- ・また、進学に関する支援を追加し、支援の一層の推進を図ります。

より詳しい内容をご覧ください場合は、以下のページで、本リーフレット、こども用リーフレット及び一時保護施設の設備運営基準（内閣府令）を掲載しています。

◇横浜市ホームページ

「児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案）への市民意見募集について」

横浜市 一時保護施設の設備・運営基準

検索

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/yogo/itijihogosojo-rei.html>